

平成27年7月1日

第35回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第35回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年7月1日（水曜日）午前11時00分開会

出席委員（15名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	曾我ミヨ君
	嶺岸淳一君	小野幸男君
	香取嗣雄君	田中徳寿君
	西村勝男君	阿部かほる君
	志子田吉晃君	菊地進君
	佐藤英治君	伊勢由典君
	小野絹子君	

欠席委員（2名）

伊藤栄一君
高橋卓也君

説明のため出席した職員（なし）

出頭証人氏名

前塩竈市会計管理者 星 清輝君

事務局出席職員氏名

事務局 局長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君
議事調査係主事 片山太郎君

会議に付した事件

1. 証人喚問について

午前11時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、伊藤栄一委員及び高橋卓也委員の2名であります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。なお、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

本委員会に、地方自治法第100条第1項に基づく調査権が委任されております。

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

の3件の事件についての調査の件を議題といたします。

本日、本件について、前塩竈市会計管理者 星 清輝君の証人尋問を行います。

証人の入室を求めます。星 清輝君。

〔証人入室〕

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は

証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外には、証言を拒むことができません。もしこれらに正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上、5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

〔全員起立〕

まず、星 清輝証人に宣誓書の朗読を求めます。

○星証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成27年7月1日 前塩竈市会計管理者 星 清輝。

○志賀委員長 それでは、宣誓書に署名、押印願います。

〔署名・押印〕

○志賀委員長 ご着席願います。

〔全員着席〕

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席のままでよろしいですが、お答えの際はご起立の上、発言願います。

各委員に申し上げます。本日は東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に関する重大な問題について、証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事

の進行を妨げる言動のないようご協力お願いいたします。

また、各委員におかれましては、証人の人権に留意の上、ご発言願います。

これより、星 清輝証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、星 清輝証人にお尋ねいたします。あなたは星 清輝君ですか。星証人。

○星証人 はい、そうです。

○志賀委員長 住所、職業をお述べください。星証人。

○星証人 住所は、宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字丸山、勤務先は塩釜港開発株式会社でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

これより各委員からの尋問を行います。

発言の申し出がありますので、これを許可いたします。お一人の尋問時間は、おおむね20分以内といたします。では、ご発言願います。伊勢委員。

○伊勢委員 大変ご苦労さまです。

ちょっと確認といえますか、今回の東日本大震災、そして今回、付議事件として取り扱っている58億円の会計。そこで実際に会計としていろいろ、発注者が塩竈市で元請が災害復旧連絡協議会、そして下請の各企業36社がありますが、そういうことも含めてそれぞれ瓦れき処理、あるいは建物解体等々ございますが、最終的に会計処理として、当時どのような形で会計の処理に携わったのか、教えていただければと思います。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 最終的な会計処理といえますと、例えば担当課からの請求書つきの支出命令書というものがございます。これをもとに会計課に到着して、普通ですと30日以内、あるいは工事の前払いですと2週間以内、そういった経過でお支払いをしております。

なお、不備な点があった場合は、担当課のほうに修正したり、そういうことを相手との請求書のやりとりとかで行ってございました。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこでちょっと確認までなんですけれども、およそ今流れはわかりました。支出命令書というものが会計課のほうに来て支出をしていくということです。そこでまず最初に、当時、震災のとき大分支払いに苦労されたというお話はちょっと聞こえるものですから、その辺はどうだったのか、まずお尋ねしたいと思います。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 震災後かなり、例えば浦戸地区だけじゃなく市内もたくさん被災状況があつて、あるいは各課での細かくいえば消耗品の購入とか、数多くありました。うちのほうとしては、やはり各課から上がってきた部分では、先ほど申しましたように30日以内にはほとんど支払いはしております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そこで例えば1件、具体的な事例でお話をさせていただきますと、72件の寄せ集めという事案がございます。これは浦戸にかかわってその72件について、簡単に申せば年度末が迫っているので、72件の寄せ集めをしてもいいですというような趣旨で担当課が行ったということになっているようです。

そこで、公文書に当たるかと思いますが、72件の文書がこっちのほうの100条委員会の資料として出されております。その中に日付がないということになっている文書、ほとんどが日付がございません。そうするとその日付がないということは、公文書としての意味をなすのか、なさないのか。大事なことですね、公文書として支出をする上で。その辺はどういうふうな。

○志賀委員長 日付のない文書は何であるかということをちゃんと的確にお伝えしてください。

○伊勢委員 日付のない文書は、浦戸地区の解体業務で、業務指示書というところで日付がございません。それぞれそういうふうなもの、それで塩竈市が100条委員会以前に、寄せ集めとしてやってもいいということでそういったものの取り扱いがありましたというのが前段ありまして、それで72件の寄せ集めのいわば取り扱いをした。しかしその業務指示書の中に、例えば平成何年何月何日、こういう日付がございませんが、これは公文書としての意味をなすのかどうかを確認させてください。

○志賀委員長 要は最初に、じゃあとりあえず業務指示書というものが会計の支払いのときに添付されるべき書類なのかどうかということで、ちょっとお答えいただきたいと思います。星証人。

○星証人 うちのほうで中身を精査している段階で、例えば請求書の日には確実に確認しております。ただし中身の各個々について、例えば抜けている場合は多々あると思いますが、それは一度支払いした後、返すとき附箋をつけて日付を確認して入れておきなさいというような指示はしております。ですから公文書という扱いにはならないと思います。

○志賀委員長 今、伊勢委員が聞いているのは、業務指示書という書類が日付がないということなんです。ですから本来、業務指示書というのは、業者さんのほうに行く（「そうですね」の声あり）書類ですから、そういう指示書が結局、会計課のほうに支払いのために必要な書類として添付されているのかということをやっと、とりあえず。それは会計には来ないよという感じなのか。

○星証人 いや、会計には来ております。

○志賀委員長 来ていますね。

○星証人 一連としてとじてありますから、それも入っております。

○志賀委員長 ではそこを、一応、業務指示書も会計の支払いの必要書類として来ているというところを踏まえてご質問ください。伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと72件の分についても、いわば支払いをしたということで捉えてよろしいかどうか、確認をさせてください。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 支払いをしております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。支払いをしているということで、取り扱いがあったということですね。はい、わかりました。

それからもう一つは、72件の案件の中で、前段、月曜日に関係部局、市長も呼んでの意見を聞く場があったんですけども、72件とそれから102件の同じファイルが、72件の中の例えば具体例で、星証人の関係でいうとちょっとわからない部分もあるんでしょうが、例えば一つの具体例で、本-00187というものが桂島で寄せ集めのいわば解体物件としてありましたというのが72件の一つの事例としてあります。一方で102件の解体の中に、同じような解体申請書、写真、同意書、写真、それから解体指示書、実績指示書、積算設計書、精算設計書、業務報告書、業務指示書というものが一つのファイルに納められているんですが、こういうことでの関係で物を考えると、2つ支払ったというふうになるのかどうか……

○志賀委員長 その確認するときに、まず寄せ集められている物件でどうかということを会計課として認識していたかどうかを確認しなければいけないですね。

○伊勢委員 ああ、はい。どうも済みません。はい。寄せ集めについてですね。じゃあ認識していたかどうかを確認させてください。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 今、百何件とか、そのほかにもうちのほうでまとめて、ある程度たまったら1週間ぐらいでとかと支払いはしていますけれども、1件1件は認識しております。当時は一つ一つファイルが別になっておりましたので、まずそれにも番号が振ってあることで、まず同じものが写っているということはなかったと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。同じものはないということで捉えてよろしいわけですね。

次に移ります。もう一つは浦戸の災害廃棄物ガレキ撤去業務委託というものがあまして、これは今回の特別委員会のところで書類を出していただいたわけです。浦戸のほうのです。前段、鈴木孝至証人をお呼びしたとき、32件について書類上で間違いがあるということを確認して、私の間違いだったということは何度も繰り返し証言していたんですが、そういう三十数カ所の間違いというのはあってはならないことだと思いますが、それは会計課のほうのそういった浦戸の災害廃棄物のガレキ撤去業務の委託との関係で、契約履行確認書類の中に含まれていたわけですが、その辺についても三十数カ所間違っていたとすると、

○志賀委員長 聞くのであれば、連絡協議会から来た中身の数字を確認して、会計課としては把握しているんですかということ聞いたほうがいいと思います。

○伊勢委員 ああ、そういうことなんですね。ええ。確認してということですか。

○志賀委員長 そうしないとわかりませんので。星証人。

○星証人 今お話あった三十数件でも一つ一つを確認して、支払いのときに集約するものですから、そういったところでの契約履行確認、あるいは支出負担行為から始まってありますけれども、支出命令書としてお支払いした経過でございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。いずれにしてもその支払いはしたということで、取り扱ってきたということですね。はい、わかりました。じゃあ終わります。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 今までこの100条委員会の中で、いろいろ来ていただいて状況を聞いてきたんですが、やっぱりこの寄せ集めだというのは、結局、環境課では国のほうで期日が迫っているんだと、だから早く支払いしなきゃいけないんだけど、整わない書類もあったのだということで、会計課のほうに持っていってもそれがずっとたまっていて、なかなかオーケーが出ないので

どうしようかということで、環境課のほうで部内で話し合っ、寄せ集めてそれらを集めてやることによって決済ができるんだということになって、そうしたというふうな話をされているんです。そういう事実関係があったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 この質問はですね、申請書類が整わない物件があったと。そのことによって環境課から、そういう支払いに必要な書類が来ているんだけど、必要な書類が整わなかったために、会計課ではその支払いをストップしていたという事実があったかどうかということの確認です。星証人。

○星証人 うちのほうで、例えば今お話あった書類が整わないとかそういった場合に、それに限らずほかの工事契約物件でもございます。それは会計課には滞留させません。各課に必ず戻して、早急に未処理の部分、あるいはそういった整わない書類は早目に請求なり取り寄せて、また会計には早く持ってこいということでは話をしております。ですから会計課としては、保留というような形は一切ございません。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 とすると、やっぱり環境課のほうでなかなか持っていてもこういう不備があるよということで、持ち帰ってそういう話をされたんだというふうに、想像ですけども、そういうことなんだろうというふうに思います。

それからもう一つは、連絡協議会が塩竈市にこういう仕事をしましたということで請求書が上がります。それに基づいて塩竈市は確認してお金を払うんだと思いますが、その連絡協議会のほうに塩竈市が支払ったお金が、普通はちゃんと1カ月1カ月で払わないと業者に払ってやれないということがあるわけですが、それが非常におくれたり、まとめたりとかという事実があったのではないかと思うのですが、その辺はどうだったのでしょうか。業者になかなかお金が行かないという実態もあったようですが、その辺ではどうだったのでしょうか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 うちのほうは連絡協議会だけでなくいろんな、当時としてはほかにも市内の部分の被災住宅の解体運搬、あるいは越の浦、中倉、それから新浜ですか、ああいったところの仮置き場の処理委託など、数多くの書類ございました。ただ、うちのほうはそういった大きなものについても、なるべく早く払うということで、請求書の月日、もちろん請求書が各課で届いてから、そこから大きいものは市長までの決済ももらってうちのほうに届くんですが、恐らく2週間以内ぐらいで全ては支払っていたと思います。請求の日から当時は、そのよう

に記憶しております。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 会計課のほうでは、かかっても2週間内にはもう普通に払っていたということなんですね。そうすると連絡協議会がやっぱりまとめて一度に請求を出したりとか、そういうことがやっぱり業者のほうになかなかお金が回らないということになっていたのかなというふうに感じるんですが、市のほうではちゃんと請求されればその都度、2週間内にちゃんとお金を出していたのだということですね。

もう一つ聞きたいのは、この災害復旧では国で全部お金を見るというふうにしたわけですが、それらのお金というのは具体的にはどういう形で国から来る形になっていたんですか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 各申請を出して確定します。そうすると国のほうからは、県を通じて塩竈市に幾らの配当って、よく配分というのがありましたけれども、それが市の口座に振り込みになります。市全体の一本の口座があるんですけれども、いろんな補助金、それから交付金、県補助金、いろんなものが入るシステムになっています。そういった形での預金通帳の管理とか、公金管理といえますか、そういったところでしておりました。

○志賀委員長 いいですか。終わりですか。はい。鎌田委員。

○鎌田委員 じゃあ私からも質問をさせていただきます。本日はありがとうございました。

先ほどの環境課から請求の書類がたまっていたというやつは、すぐ戻していたという証言があったわけですが、この中でちょっとお聞きをしたいんですが、要件がそろわない場合は戻しているという話をされたんですが、会計課としてそのときの要件というのはどういう要件があったのか、どういう条件があったのか。会計を通せない場合の要件です。それがどういった要件があったのかをちょっとお聞きしたいなと思っています。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 一連の関係の書類の中で、例えば不備な分というのは数多くあるものですから出てきます。そういったものについては担当を呼んで口頭でのやり方。そして一番上には各事業所というか、どこでもなんですが、請求年月日が必ず入っています。これがこの日に出すと、例えば前段申しあげましたように、1カ月以内の支払って会計規則上ありますので、それを示しまして、日にちが迫っているんで、これに間に合うようにおたくのほうでは不備の書類の処理をしてくださいというような内容で説明しています。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと私がお聞きしているのは、書類が会計課に上がってきますよね。その中で例えば被災証明がないとか、あとは解体の承諾がないとか、例えばの話です。そういった具体的な要件というのは何かあったのでしょうか。

○志賀委員長 要は、解体に必要な申請書類というものを、個々に会計課としては認識していたのかどうかという問いかけですね。星証人。

○星証人 それは一連の中で、当初に取り決めの中であった書類の一連というのは、会計のほうでは確認しております会計のほうでは。ですから先ほどもあったように、工事のまずやっていいかの支出負担行為から始まって、契約する段階で例えば住民票、免許証とか、それからいろいろな添付書類とかというものをつけることになっていることは、会計課としては認識しております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、この間の環境課の職員を喚問した際には、会計課にたまっていたと。理由としては必要な要件がそろっていないというような発言だったんですが、その都度戻しているということがわかったわけですけども、実際は国の、委員長が調べたところによると、国の要件ではそんな細かなところはないという、そういう状況にあるんですが、そうすると塩竈独自で要件を決めていたということになるのでしょうか。それが会計課にも及んでいて、会計課ではそういった要件がそろわないと進めないというふうになっていたのでしょうか。その辺の事情といたしますか、そこをちょっとお聞きしたいんですが。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 当然、やはり国の国庫補助の申請というのは担当課でやりますので、その中で例えばそういったこれまでの解体の状況とか、支払い状況とか、添付書類にあるものですから、それにのっかって担当課ではやったと思うんですが、うちのほうでは中身についてもそれぞれ添付書類についても一つ一つ確認して、支出の支払いのほうに回ってっております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから環境課のほうでは、そういった書類がそろわないのでいわゆるまとめたという発言なんですが、個々に支払っていたという発言が先ほどありましたね。そうすると、まとめる理由は何もなくなってくるというふうに思うんですけども、その辺はどういうふうになっているのかなという、個々に処理しているのになぜ、後からというようなことはな

いけど、後づけでまとめるというか、そういう操作が必要だったのかという、そういった考えられる事情というのはないんでしょうか、会計課としては。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 例えば、連絡協議会の部分をまとめてというような内容なんですよ。そうすると、例えば市内でもほかにいっぱいあったもので、一つ一つの……

○志賀委員長 まとめる内容が違うんです。浦戸の場合、102件の家屋解体があつて、その中に20件ほど面積の広い家があつて、そしてその1件について3件、4件の家が紛れ込んでいたという処理をされているわけです。そのことを会計課としては認識していましたかと。

○星証人 うちのほうでは実際、認識しておりません。現場とかそういったことにタッチしていませんので。上がってきた書類の審査ということが第一優先になりますので、その現場でどういったというのは、把握はしておりません。

○志賀委員長 ですからこの場で議論になっているのは、先ほど寄せ集めた物件が、申請書類が整わないために会計課で滞っていた。それで会計処理が間に合わないの、年度末に寄せ集めて、それで支払ったという回答を常にしているわけです。会計課が整わないということを知った上で、書類をとどめておいたということを知った証人は話あったでしょう。そのために年度末になって慌てて寄せ集めて処理したんだと。今の星証人のお話ですと、その言ったことが完全に覆ってしまうわけなんです、そのところをもう一度認識されてご発言いただきたいと思います。星証人。

○星証人 前にも申したように、大体、書類がそういうふうになると、件数となると膨大な量になりますよね。ですからうちのほうとしては、基本的に保管する場所もございません。ですから各課にその都度返したという認識、記憶でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。鎌田委員。

○鎌田委員 それから、その書類の中には解体物件のいわゆる写真などもそこに入っているのでしょうか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 全て入っております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この中で、いわゆる写真を撮る場合は、その物件のただ写真を撮るんじゃなくて、これは危険家屋解体であるとか、瓦れき処理であるとか、そういう黒板に書いて表示をして、

その現場の写真を撮るのが通例で、そういうふうに添付はされているわけですが、中には危険家屋解体になっているにもかかわらず、瓦れき処理という名称で写真が掲載されているものもあるんです。そういったものもチェックされていたのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 やはり件数もあったことで、そこもチェックはしておりますが、中にはそういったものは瓦れき処理なのか家屋解体なのか、その辺のところの区別も、例えば人が中身を審査するので、写真に映っているそこまで全部は。例えば見逃したというものはあるかもしれません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと私から見たら、もう明らかに解体の場合は物が大体傾いていても何でも、ある程度形が残っているものが解体になるわけですが、ガレキ処理になると土台の上に何か物が乗っかっているとか、そういったたぐいのものになるわけですが。ですからもう写真を見るからに、解体なのか、瓦れき処理なのか、常識的という表現はよくないんですけど、一目瞭然的なところがあるかなと写真を見れば一目で。その中で余り気がつかなかった、漏れたというのはちょっと余り考えにくいことだと私は思うのですが、そうは思わないでしょうか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 私もいろんな現場の状況の写真も見ました。ただ専門的にといますか、今お話あったように、基礎土台に建物があって傾いた、あるいはもう倒壊している、あるいはなくなった場合は瓦れきなのかというような判断というのは、やはりちょっと難しい面があるのかなとは思っておりました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもおはようございます。ご苦労さまです。

私からちょっと確認させてもらいたいんですが、今回の災害関係で支払いをするに当たり、いわゆる支払いと元となる契約書というものがあられるわけですね。そういったものを念頭においての支払いを進めているのか。例えば委託業務にしたって出来高払いですよという場合は、やっぱり普通の支払いのものより慎重に検収などするものなのか。それとも上がってきたものを淡々と処理していかれるのか。その辺の考え方はどうだったのか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 まず委託契約を結んだ後も、若干の例えば増減の変更契約というのは出てきたと思います、当時は。そういったときには、やはり前段の書類との照らし合わせ、あと中身の書類のチェック、そういったことはしておいて支払った経過がございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そこが一番問題かなと思っている節があるんです。というのは、出来高払いというふうに契約書関係に明示されているのに、会計さんのほうにどういう検証をされたかというのがうんと興味のあるところなんです、実は。例えば数量が間違っ来ているとかというのがありますので、そういったものを協議会から請求来たから、それと請求書と照らし合わせてやったものなのか。その請求書の附属書類というんですか、それを明かすような、例えば日報、月報とかというものもついていて、それがもととなって人夫さんが何ぼ、機械が何ぼ、手ほどきが何ぼ、機械で何ぼ、運搬が何ぼって、そういうものまである程度、検収されるんですか、会計さんは。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 うちのほうは、実際その中身まではしておりません。というのは、それを見ていたのでは書類が全然進まなくなります。当時としては。相手方はやはり担当課の契約履行確認書を信じるといふか、それをやっぱりうちのほうとしては認めるほかはないような感じでした。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

あと、その問題になっているのが、不備があって各課に戻したと。それはわかったんですが、不備があったものの、どこが不備があったかというのをチェックされて戻したと思うんです。それが例えばまとまって来ても、やっぱりその不備があったものに関しては必ずチェックをされますよね。ということは、一旦戻したものは必ず不備があったところをチェックして、そして支払いをしていたという認識でいいんですか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 はい、そのとおりです。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 はい、ありがとうございます。

あと、一度書類の不備があって支払いができなかったと。先日の証人喚問等では、環境課の

方が話し合っただけで会計課とも話し合ったやに私は理解しているんですが、そういった環境課との話し合いとかというのはあったのでしょうか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 特に今回のこの支出だけじゃなく大きいものとかが出たときは、うちのほうの資金繰りのことも心配してくれていると思うんですが、こういった支払いが出てきますとか、予定でありますという話し合いはしますけれども、中身の書類の内容までの協議とかそういったことは、うちのほうからの指導で直していただいた経過がございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 まあいわゆる会計課のほうで、こういう書類が整っていないから、これは戻しますよと。そしてちゃんと整えて持ってきてくださいというやり方だと思うんですね。だから先ほど来、質問になっている浦戸の解体関係で申しますと、寄せ集めを説明では、書類が不備なのでまとめて会計課に出して払ってもらったんだというふうな言い方をされているんです。そうするとそこがなかなか、環境課の説明で我々も納得しないものですから、そういった事実があったのかどうか。例えば戻したものが5件あって、4件が不備だと、不備な面があると。それで4件を戻しましたよと。しかしながら、後からたってきたら1、2、3、4、5件がまとまって出されたんだよというふうな説明なんです。そういった一度出された請求関係は、ばらばらで来たものが、戻したものがまとめてまた請求来るということはあるんですか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 ただいまのお話ですと、例えば5件あったというと、各それぞれファイルになってうちのほうには来ます。ですから4件戻しても、次のとき5つになって、まとまったというのはそういう金額がまとまっていたんじゃないかと、件数がまとまったんじゃないかと、ファイルがそれぞれあると思うんです、その1件に対しては。そのまとめというものが5つになったのか、10になったのかという内容だと思うんですけれども。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そうというのが102件の中に20件ほどあるんです。そうすると環境課でお話ししている内容とちょっと若干ずれがあるので、今回、前の星さんに来ていただいて、その辺を確認したかったんです。というのは、ある物件についてはもう9月あたりに支払いされているものもあるんです、その寄せ集めというのが。その後段の部分が、なかなか書類が不備でどう

のこうのとなっているので、ですから作業指示書の金額がそのまま請求書になって来ると。それを支払っているというような、そういった構図なんですけれども、いろんな特別委員会だ、100条委員会での質疑の中では、書類が不備だったので寄せ集めましたというふうな後づけのようなことを言っているの、ですから戻されたものがまとめたのか、最初からまとめる気であったのか、その辺のちょっと確認をしたかったの。会計課としてはばらばらなファイルをまとめて、それを支払った事実はあるということでもいいんですね。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 はい、ございます。例えば今の場合ですと、100万円のもの5つであれば、4つは返したけれども、また来たときはこの正当な、間違いのないものと一緒に来て、例えば500万円という金額を払ったという経過です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 簡単にいえば単品の書類が5つ来た。そして1つは正解だと。かといって4つを返す、5つ返すんですか、支払えるものも返すということなんですか、そうすると。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 当時は正解というか、正しいものは返さないでうちのほうで支払っていました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そうすると今、星様から説明されたのでいうと、環境課の言っていることが、もうちぐはぐということがはっきりしました。ありがとうございます。

あともう1点だけ聞いておきますが、当時、会計課で職員さんの不足があって支払いがおくられて、ほかから手伝いの方を呼んだという、そういった経緯、応援とかそういうものもあったんですか、会計課の人事関係で。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 例えば、今はちょっとパート1人ふえているものですが、正職員は私を入れて5名、それからパートさんが9時から4時ということで2名。この体制でやっていて、ほかの課からの手伝いとか臨時にパートとかというのは、そのほかにはふやしておりません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私の聞き間違いだったのかな。この間の証人喚問の方、職員の方は、体調不良を起こされた方などおったので、手伝いに来てもらっていたというふうな。ああ、環境課が。

○志賀委員長 環境課、環境課。

○菊地委員 俺、会計課かなと思ったんです。済みません、それはでは訂正して謝ります。

そういうことで、では1回目の質疑はこれでまず終わっておきます。ありがとうございます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 どうもご苦労さまです。大分話が見えてきました。

きょうここにいろいろな会計課から出た、環境課から出た書類、今の委員長がまとめた書類があるわけです。それと星さんの話を聞いていると若干、差異が出てくるんです。我々の手元にある書類ですけれども、それは何かというと、先ほど20件の中に72件入った。結局は102件の解体工事が174件だったというのが我々の認識なんです。そしてその20件の中に書類がもしきちっと入っていたら、そういう話はないんです。こういう話もなかったわけです。

なぜこういう話をしたかといいますと、鈴木孝至証人が9月ごろ会計課に出したら戻されたんだと。書類が整っていないから。そしてそれを年度末にきて予算執行が終わると、環境省からの指示で3月で危なくなるという話があったんだそうです。そして次の年まで継続されるということがまだなかったものですから、仕事をしてもらって払えないという事態になると、国の予算なものですから困ったんだと思うんです。それで環境課で話し合いをして、寄せ集めては物件を出して会計課に提出して、その支払いをしてもらったんだという話を我々は承ったんです。要するにきょうのような証人の喚問の中で。

そうしたら今度、そのときの課長と部長が来て、今回また星さんのように証人喚問をされたとき、環境課長を中心にしてそれを取りまとめたんだという話を我々議会にしてくれた鈴木証人と違う話をされたわけなんです。判こは預けていたんだと、はっきり言うから。そのほかにもう一ついうと、取りまとめをして払うという話は、記憶がないということで逃げられたんです。そこまでいったものですから、ほとんど関係ないであろう会計だの、払い出ししかしていない人にきょうこういうご足労に来てもらうような状況に陥ったわけです。

我々としては100条委員会を開いて、この問題だけがやっぱり解明できないものですから、そうすると会計の立場から聞けばわかるかなと。そうしたら言っていることは会計と話し合っていたという話もあったものですから。でも、きょう支払うことに関しては、資金繰り上の話はやっても、支払うことに関しては会計の権限できちんと確認してやったという話なんです。それを聞いて、今ここにあるこういう書類が何でこうなのか。それで私どもは何でこれが整わないかというのがわからなかったものですから、本当に非常時でそういうことでしたのであれば、そういう内容のものをつくって市長が決済して総務部長が判こを押すか、

副市長が判こを押すかで整えられなかったのかなというのが私の感想なんです。

未曾有の大災害なんです。そしてその資産を完全に相続しているか、相続していないか、あるいは登記しているか、登記していないか、担保設定されているか、その担保設定の解除ができるか、いろんな問題が発生していると思うんです。それを一気にあの災害の中で、9月ごろ申し込みしたときにそういうことが可能なのか。そういうものも感じております。

だからそういう考え方がこの役所になかったのかだけ、ちょっと1点教えていただきましたんですけども。今まではただ事務処理だ、これが合うとか合わないとかじゃなくて、あれだけの災害を受けて、浦戸はかなりのひどい被害なものですから、そういう市民が困っているときに助けるという視点からそういう仕組みをつくったのか、それともそういうものはなくて、逆にいうと1件1件を見て、量が少なければ会計課ではだめだと。そしてある程度、会計課の職員の中で誰かが判こをついて、見たら通っていくのか。そこら辺ちょっと確認したいんです。よろしくお願いします。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 会計一連の支払いまでということになりますけれども、まず各課から上がってきたところでは、会計でも支払いの係と審査の内容のところがございます。審査は一連のところをまず支出負担行為から始まって、先ほどの契約履行確認、それから支出命令書までの流れを審査します。それから私のところで内容、さらに金額等をチェックして、今度は支払いのほうに回っていく。まず基本的には、当時はそういった会計課のほうには請求書をためないようにと、基本的に。1週間から10日ぐらいでは。ただ、ほとんど銀行振り込みなものですから、銀行営業日前までデータとしては送らなきゃいけないものですから、それがどうしても請求書が前に来たとなると、1カ月ぎりぎりとかというものが出てくる場合もありますけれども、極力、1週間か10日以内では支払いをしていた経過でございます。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

それと、もう一つお聞きしたいのは、浦戸のガレキ収集運搬で4カ月ほどまとめて支払いされたんです。要するにもし今の話であれば、そういうことがないと思うんです。逆にいうと。そうするとその仕組みというのは、1億ぐらいの金が平成24年4月27日に4億という形で入っていたんですけども、そういうことはやはり環境課の対応が悪いということなんじゃないか。それとも業者なんですか。その辺をちょっと聞きたかったんです。いろんな話の中で、

きょう聞いていると、お金はあると。そして資金繰りやっていたんだと。それで金はあったんだから払えたんだということを聞いていますと、じゃあどうしてそういうふうになったのか。あと一部業者の中には解体の工事、役所大変だからおくれたんだという話もいっぱい聞いているものですから、その実態としてどうやったのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 確かに日にちございました。平成24年4月27日でございます。確かに12月、1月、2月、3月分、約1億ぐらいを4件まとめて支出した経過がございます。中身を見ますと、確認するとやはり請求月日というのは全て同じです。それから、私も見て判を押していると思うんですが、たしか4月の中ごろに請求が来て、27日に全て支払ったと記憶しています。ですからどこがどう遅いとか、請求が遅いのかは担当課で温めていたというようなことなのかどうかかわからないですけれども、うちのほうとしては請求があつて、支払い期日以内に支出している、正当に行っていた支払いだと思っております。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。少し見えてきました。

うんと心配していたんです。その書類がないのに払うとか、いろんなことを言われていたものですから。本当は履行確認書で確認されたということで、履行を確認した、やっぱり担当部長のきちんとした調査が必要だったんだと思うんです。それが今回、判こを押されただけで、判こを預けていたなんていう話が来たから、会計課に調べに行ったわけですけれども。だからそういう話で、ただ、そうすると今まで我々が聞いている話と若干、支払いに関しては違うなというのがきょうわかりましたものですから、いろいろありがとうございました。

○志賀委員長 では、曾我委員。

○曾我委員 済みません。

○志賀委員長 1回、2回。あとほかの方は質問されたい方は……。

○曾我委員 その12という資料。

○志賀委員長 そちらにある資料です。

○曾我委員 その12という資料です。No.12というか、その12というのがあるんです。ありますか。1ページを見ていただきたいんです。それは102件以外の部分でまとめているんですが、例えばここが83件となっていますね。一番左側。それでまとめたのはまとめてある、つまりこの

83のところは代表の二重丸がついていた00019が代表になっていますが、これはもう代表になっていますが、その下に1、2、3、4と本とかと書いていますね。これ4件。野々島だったり寒風沢だったりします。この支払いの完了年月日が平成23年9月26日になっています。完了年月日。それで支払い月日が平成24年5月30日なんです。これずっと、これがまとめられたと私たちが思っているのは、担当課も言っているわけですけども、これが83件のところに代表があつて、そこに4件まとめたり、その84のところには代表のところには3件まとめて、合計金額も書いています。

こういう形で結局、星さんのところに言わせると支払い月日が、平成24年5月30日の支払い月日にずっとなっています。全部、3ページまで。4ページまでかな、ずっと。こうやってまとめて支払われたのだということになるのではないかと思うわけです。そういう点で先ほど星さんが言われたのは、いや1件1件確認して、それぞれのファイルがあつて支払ったのだというふうに言っていますが、この資料を見るとどういうふうに解釈すればいいのか。もう一回、復習になるんですけども、こういう市から出された書類で私たちは見ているわけですが、これをもう一回、復習の意味でお伺いしたいんですが。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 ご質問にありました、例えば83の1から4まで、これは一つずつたしかファイルになっていると思います。その集計としての合計の861万7,000円、これが一つの請求というような形になって、内容的には一つずつ、これがファイルになっていったと思います。以上です。

○志賀委員長 いいですか。（「はい、いいです」の声あり）

菊地委員。

○菊地委員 済みません、何度も。会計課の前の責任者としての心情をちょっと聞きたいんですが、例えばちゃんと在職中に請求書が上がってきたものを検収して支払いをしていたと。ところが、皆さんそれぞれ市の職員として自信と確信を持って仕事に精励されていたと思うんです。しかしながら後日、690万ほどの間違いがあつたというふうな書類が出てきたんです。星さんが退職した後なんですけれどもね。そういった場合の一生懸命やった星さんの気持ちとして、何だやと思うのか、忙しかったからしかたねえのかなというのか、それが一つと、そういった金額が間違っていた場合、会計課としてはどういう事後処理をするのか。その2点だけお答えいただければ助かります。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 やはり会計課の当時、震災の前から約5年、会計管理者としてやった部分でそういった金額の間違が出たというのは非常に残念だったと思います。

あと2番目の例えばそういった金額が出た場合というのは、会計処理上はできるんですけども、まず財政と協議、あるいはそういったものの例えば返してもらうのか、支払うのか、数字的にちょっとわからないですけども、その処理というのは財政の担当と会計の担当で、じゃあまず市長までか副市長までの決済をいただいて、歳入にするのか支出にするのかという事は協議しながら進めていくと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 多く支払っていた場合は返してもらうと、そういった場合の協議というのは、そういった事案が発覚してすぐになさるんですか。それは1年後、2年後あたりにするのかしら、そういった処理というのは。どういう、例えば今回、4月にそういった発覚しているわけですが、4月に発覚したとすれば財政課と話し合っ、これはおかしいんじゃないのと。またその部局、環境課だったら環境課に、なんだ間違っていたんでないのと、そういうやりとりをして、その進み方、進め方の時間的な流れというのは、提案されない限り、何も言われなから、それは環境課で言ってくればやりますけれどもとするのか、そうわかった時点で、ああではこの処理どうしますかねというような、その課内というか、その部でも協議するものなのか、それとも上がってこないからしないのか。その辺の考え方はどういうふうに行政としては動くんですか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 私たちそういった事例なかったけれども、まず発覚したら担当課とそれから財政、総務部長あるいは副市長、その辺と早急に協議をして、その解決法といったものを私であればやったと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、私から2回目の質問をさせていただきます。今まで皆さんが質問された内容で、お答えになった中から質問をしたいと思います。この寄せ集めについては、その都度いわゆる書類が回っていると、会計課さんに。それで不備があったものはその都度戻していると。問題ないやつについてはそのまま通過している、支払っているという形なんですね。そして環境課ではそれを四、五件まとめて出した。それが今回は支払われている。しかし個々

にみんな点検をしているということでしたね。そうすると個々に点検をしているのであれば、前不備だったものが改善されているということにまずなりますね。そこをちょっと確認したいと思います。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 まず不備な点というのは、附箋で張って赤いペンで書いてやるとか、あるいは担当者が来た場合はここがこうですよという指導も含めて返してやっております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、不備は改善されている書類がまとまって来ているということだけなんですよね。そうすると支払いは個々に行えばいいと私は思うんですが、それがなぜまとめて支払いがなされたのかという、そこがちょっと疑問が残ってくるわけですけども、どう思われますでしょうか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 当時、私も覚えているんですけども、例えば10件とか15件とかがファイルになった部分がスーパーの買い物かごに入れて持ってくるんです。それがほとんど二、三日に1回ぐらいつつ処理された部分 comes。ですからそれは一つずつファイルになっておりますので、例えば10件のうち2件がこれ不備ですよとなれば、2件はお返しして、次の便の何件かの中に入ってきたのがまとまったという解釈だと思っております。ですからうちのほうは100万のものが10件来て、100万ずつ2つが不備だったとすると、800万のやつは支払いはなるべく早目ということで、その時点で払っております。ですから2件戻っていったのが次の二、三日後の申請、訂正、直していただいた、例えば次の10件の中に入ってくるといえば入ってくるのかなというような解釈をしております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっとそこがよくわからないんですけど、今までは問題ないものについては1件1件そのまま支払っていると、通過していると。問題があったものについては戻っていると。再度その修正されてといいますか、問題点が改善された書類が回ってきたなら、同じように1件1件処理するのが普通だと私は思うんですが、なぜまとめられたのかなという、ちょっと素朴な疑問が出てくるわけです。

点検としては書類の中の、それは5件あれば5件の1件1件、全部それはチェックされていると、問題ないということで通ったと思うんですが、そのまとめる意味がどこにあったのか

なという思いがあるわけですがけれども、金額的に見るとほぼ800万、多いもので900万ちょっとですか、700万から900万の間で、それは寄せ集めのトータルの金額です。そういうふうになっているんですけれども、その金額やら何やらの関係でそういうふうになっているということはないのでしょうか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 その何と申しますか、まとめというのは、例えばうちのほうでどうしろとかこうしろと言ったわけではなくて、来たものについての中身の精査なので、基本的にはうちのほうでどのようにとか、まとめろというのは。あるいはうちのほうで例えば支払いの請求月日ともう迫っているのであれば、その時点で5件か10件はまとめて支払いはしていたと思います。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、その何ぼたまるとも1件は1件なので、1件1件、私は支払うべきではないのかなと思うんです。その以前のやつはそういった処理をされているので、そこがちょっと疑問点が残るわけですがけれども、例えばその不備だったものを全部まとめて、今回4件とか5件にいわゆる集約するのではなくて、島ごと集約するとか、今まで問題あったやつをひっくるめて処理をするとか、トータルでそれが20件になろうと30件になろうと40件になろうとね。そのほうが一番効率的というふうに思うんですが、これはそうすると環境課からまとめてやってほしいというお願いがあったのか。今までは1件1件やっていたけど、今回もう急ぎの用事でもあるし、出された都度それをまとめて支払ったという、そういう形になるのでしょうか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 うちのほうで、例えば個々の集約、例えば浦戸地区に限らず、やっぱり契約履行されて、実際された日にちというのはどうしてもずれがありますよね。そうすると請求書の月日もだんだんおくれるというのは同じだと思うんですがけれども、そうした場合、なるべくというか古い順というか、うちのほうの資金の関係もありますけれども、前にいただいた請求書は、遅いほうよりは早く支払うかなんていうような感覚ではおりました。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっとその辺、お金に疎いのでよくわからないんですが、いわゆる終盤になってかなり忙しくなってきた。そして差し戻したやつもまとめてごそっと来る。それをですから

点検はするものの、支払いの額面は全部一緒に合わせて処理して効率的にいったという、そんな考えでよろしいですか。

○志賀委員長 星証人。

○星証人 そのような感じですね、はい。（「どうもありがとうございました」の声あり）

○志賀委員長 ほかにございませんか。

ちょっと私から確認なんです、寄せ集められた物件に対して整わない資料があったので戻したと、会計課で戻したというご発言もあったかと思うんですが、会計課で例えばそういうことをしているのであれば、102件の解体した中でもちゃんと書類が整っていない物件も何件か、私の調べた結果あったんです。ですから、そうしたらそういうものも全部戻されなければいけないはずなんです、戻されないまま、そのまま支払いが行われているという事実もあるわけです。ですから本当に会計課でそれをチェックされていたのかどうか、ちょっと確認させてください。整っていない資料というのは認識してチェックしていたのかどうかだけ確認させていただきます。星証人。

○星証人 認識して支払ったというような記憶はございません。

○志賀委員長 ないんですね。

○星証人 ええ。

○志賀委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀委員長 なければ、以上で星 清輝証人に対する尋問は終了いたしました。 星 清輝
証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

[証人退室]

○志賀委員長 以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時11分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利